

# 町政 HOT NEWS

## 協定

**子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進**  
生活協同組合パルシステム群馬と協定を締結

3月17日、子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進するために生活協同組合パルシステム群馬と「子育て支援の推進に係る連携協定」を締結しました。この協定では、子育てに役立つ商品や情報の提供、相談窓口の案内などの連携を図っていきます。

理事長の大平真紀子さんは「子育て世代の支援は重要と考えています。提供する『おめでとうばこ』は従業員が直接届けるので、その際に家庭の小さな変化に気付き、町と連携することで地

域の皆さんが安心して子育てできる環境にしていきたい」と話していました。



協定締結を終えた、橋本光規町長(左)と生活協同組合パルシステム群馬の大平理事長

## 寄付

**企業版ふるさと納税**  
R P 東プラ株式会社から1,300万円を寄付

3月6日、大阪府に本社を置き、鞍掛工業団地内に事業所を構えるR P 東プラ株式会社から企業版ふるさと納税として、町へ1,300万円の寄付をいただきました。同社は寄付金の使用用途として「安心して暮らせる魅力的なまちをつくる事業」を指定。これを受け、町では寄付金の活用として、来年度中にトイレトラックの購入を予定しています。以下は寄付の概要です。

▼寄付企業 R P 東プラ株式会社(大阪府吹田市江坂町1-20-22)

▼寄付金額 1,300万円  
▼活用事業 安心して暮らせる魅力的なまちをつくる事業



セレモニーを終えた橋本光規町長(右)と代表取締役社長 南目益男さん

## 支援

**定住促進のため通学定期券に対し支援金を支給**  
邑楽町定住促進通学支援金

若者の人口流出の抑制および定住促進のため、鉄道を利用して東京圏へ通学する大学生などの通学定期券に対し支援金を支給します。

### ▼支給要件(次の全てに該当する人)

- ①町の住民基本台帳に記録されている
- ②申請時の属する年度の末日において25歳以下
- ③東京圏に通っている学生であり、東武鉄道株式会社が運行する列車を利用して通学している
- ④世帯員全員が暴力団員および暴力団関係者でない
- ⑤町税の滞納がない

▼支援金の額など 1年度につき2万円を上限  
※申請は1年度につき1回まで。

### ▼その他 PASM定期券とTOBU POINTアプリ会員はTOBUポイント1万ポイント付与キャンペーンを行っています。詳細は町ホームページで確認してください

▼申請方法 電子申請または窓口  
▼申請・問合せ先 役場企画課 47-5009



電子申請

## 企業版ふるさと納税とは

地方公共団体が行う地方創生事業に企業が寄付した場合、税が軽減される制度。企業版ふるさと納税制度を活用し、町に寄付をした場合には、下記の「第3期邑楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業に活用します。また、それぞれの事業に対し、企業の皆さんからのアドバイスやノウハウなどの提供をいただくことができます。

### 邑楽町地域再生計画

### まち・ひと・しごと創生総合戦略

- ①安心して働き、暮らせる邑楽町の生活環境を創出する事業
- ②時代にあった持続可能な地域経済、捧げるまちをつくる事業
- ③関係人口を生かした交流・支え合いを進める事業
- ④デジタル技術などを積極的に活用したまちをつくる事業
- ⑤さまざまな連携と協働により新たな時代の地域をつくる事業

企業版ふるさと納税の詳細はこちら▶



問合せ▶役場企画課 47-5009

**募集** **きれいな玄関で町民をお迎えしませんか？**  
**邑楽町広告付き玄関マット設置事業者を募集**

広告が掲載されたマットを制作し、町が指定する玄関内の位置に設置し、クリーニングなどの維持管理をしてもらうことで、まちづくりを応援する事業者を募集します。

▼受付期間 4月1日(※)～8月31日(※)  
(土・日曜日、祝日を除く)

▼受付時間 午前8時30分～午後5時15分

▼必要書類 ①所定の申込書②業務内容を明らかにする書類(法人の場合、商業登記全部事項証明書)③誓約書

▼応募要件(次の全てに該当する事業者)

①マット製作、設置、維持管理まで一連の業務が実施できる②募集要領、町の広告関連規定を遵守できる③町税の滞納がなく町が町税納付状況調査を行うことに同意できる④町から指名停止など受けていない⑤暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2条に規定する暴力団員または法人であつてその役員が暴力団員でない

▼その他 詳細は町ホームページで確認してください

▼申請・問合せ先 役場財政課 47-5019

町ホームページ



**募集** **新たな入居者を募集します**  
**町営住宅入居者募集**

石打町営住宅の入居者を募集します。詳細は次のとおりです。

▼募集住宅

A棟1階1K(单身)・1戸・106号室  
A棟1階2DK(2人以上)・1戸・109号室  
A棟2階1K(单身)・1戸・206号室  
A棟3階2DK(2人以上)・1戸・304号室

※家賃の他に駐車場代・共益費が別途あり。

▼入居資格(収入制限あり) ①町内に在住または在勤で、親族と同居する予定の人②複数人世帯の高齢者・障がいのある人

▼申込締切 4月30日(※)

※応募者多数の場合抽選。

▼申込方法 役場建設環境課へ直接申し込む(役場開庁時間に限り)

▼その他 部屋の見学可(要予約)

▼申込・問合せ先 役場建設環境課 47-5031

**補助** **地域経済の活性化を**  
**店舗リフォーム補助金制度**

▼補助対象者 町内で商店を営み、5年以上経営実績がある法人または個人事業者

▼補助対象となるリフォーム(次の全てに該当する店舗) ①町内の施工業者によるリフォーム②工事費(消費税除く)が20万円以上③店舗の機能維持・機能向上を目的に行う店舗本体の改修、模様替え、増改築などのリフォーム

▼対象工事費 店舗の増改築、内装・外装工事、厨房の改修、給排水・衛生設備などの工事、電気・ガス工事など

▼対象外工事費 店舗本体以外の工事、物置・倉庫の設置、駐車場・外構・太陽光発電設備などの工事、家電製品・家具などの汎用性の高い備品購入など

▼補助金額 対象工事費(税抜)の2分の1(千円未満切り捨て)とし、50万円を限度

※申請前に工事に着手した場合は対象になりません。

※1店舗1回限りの補助となります。

▼申請・問合せ先 役場商工振興課 47-5026

邑楽町地方創生包括連携プラットフォームニュース

町と包括連携協定を締結している企業・団体が参加した事業の情報をお知らせします

ORCP NEWS vol.45  
**企業情報交換会**



2月17日に中央公民館で企業情報交換会が行われ、町内外から49事業者65人が参加。会場ではステージにて自社PRを行う事業者や展示、試供品の提供などで各企業がPRと交流を深めていました。また、町地方創生包括連携プラットフォームからは5法人が参加し、普段交流の機会が少ない町内事業者などとの交流や意見交換を行っていました。



名刺交換をしながら自社PRと交流

**給食** **さらなる子育て支援の充実を**  
**4月から学校給食費を無償化**

令和3年より子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、段階的に学校給食費の保護者負担額を軽減してきましたが、4月からは、さらなる子育て支援の充実を図るため、町立小・中学校の学校給食費を無償化します。

今後も栄養バランスの良い、安全で愛情のこもった、温かい給食を提供していきます。

▼対象 町立小・中学校に就学している児童生徒

▼無償化される金額(食料費)  
小学校月額4,100円  
中学校月額5,000円

▼申請方法 不要

▼問合せ先 学校給食センター 88-0678



**募集** **地域の教育力向上にあなただのチカラを**  
**社会教育委員の公募**

社会教育委員を公募します。

▼内容 会議に参加し、教育委員会の諮問に応じ意見を述べる他、必要な調査研究を行い、社会教育に関する諸計画を立案する。また、各種研修会(平日昼間も含む)へ参加する

▼応募資格(次の全てに該当する人)

①町内に住む  
②4月1日現在で18歳以上 ③町職員、町議会議員以外  
④年3回程度開催される会議(夜間含む)に出席できる

⑤子育て支援や家庭教育に関わるボランティア活動などを行っている

▼募集人数 若干名

▼任期 6月1日から2年間

▼応募方法 次の2点を直接持参または郵送で提出する

①応募申込書(応募申込書は町教育委員会生涯学習課・中央公民館・長柄公民館・高島公民館にあります)

②作文(400字程度・様式自由)

※テーマ「地域における子どもの学びと居場所について思うこと」。

▼選考方法 書類選考

▼応募期限 4月30日(※)当日消印有効

▼申請・問合せ先 町教育委員会生涯学習課 47-5043

**広報** **あなたのレポートを広報おうらに**  
**広報おうら「街角特派員」募集**

住民の皆さんとともに、より身近な広報紙づくりを進めるため、街角特派員を募集します。

▼対象 町内に住む・在勤の18歳以上の人

▼募集人数 若干名(応募者多数の場合は抽選)

▼特派員の任務

①掲載するレポートの取材、執筆  
②編集会議などへの参加

※取材や写真撮影、紙面レイアウト編集などは広報担当者とは相談しながら共同で行います。

▼応募方法 直接役場企画課へ来庁または電話、メールなどで、住所、名前、年齢、職業、電話番号を連絡する

▼応募・問合せ先 役場企画課 47-5007



**募集** **県と連携して中小企業を応援します**  
**邑楽町ぐんま技術革新チャレンジ補助金**

県と連携して、新技術・新製品の開発やデジタル技術を活用した製品の開発などを行う事業者に補助金を交付します。

▼対象者 町内に事業所のある中小企業

▼補助内容 地域に根差した新技術、新製品の開発

▼対象経費 新技術・新製品開発にかかる原材料費、機械装置費、工具器具費、委託費、クラウドサービス利用費、クラウドファンディング導入経費、知財出願費など

▼補助率 2分の1以内(最大80万円)

※小規模事業者は5分の4以内。

▼申請方法 役場商工振興課に申請する

▼申請期限 5月15日(※)

▼問合せ先 県地域企業支援課 027-2226-3352、役場商工振興課 47-5026



県ホームページ